

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金等の特別措置について

2020年3月25日

古川ガス株式会社

弊社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客さま等からお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講ずることといたします。

### 1. ガス料金等ご請求について

2020年2月（支払期限日\*1が2020年3月25日以降のものに限る）、3月、4月検針分のガス料金等ご請求について、支払期限日\*1を1ヶ月間延長いたします。

### 2. 今回の措置を適用させていただくお客さまについて

上記1. の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用させていただきます。

- ① 弊社とガスの供給について契約されているお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度\*2の貸付がなされているお客さま
- ③ 弊社へ特別措置適用のお申し出をされたお客さま

### 3. お申し出先

【電話番号】0229-23-1100

【受付時間】[全日] 午前8時20分～午後5時（総務部にて対応致します。なお、総務部対応者が不在の場合、弊社から後ほどご連絡させていただきます。）

【受付開始】2020年3月25日（水）

#### \*1 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

#### \*2 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以上